「民泊のすべて―旅館業・特区民泊・住宅宿泊事業の制度と合法化実務―」（第1版第1刷）の正誤について（その3）

2018年6月15日

標題図書の内容に以下の正誤がございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに訂正させていただきます。

該当頁	該当箇所	正	誤
p 22	図表2-5中 (*1)ただし、書きの2行目	(旅館業法3条1項但書)	(旅館業法3条1頁但書)
p 51	図表3-11中 「用途地域」項「工業地域」の「住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿」の欄（下から2つ目の欄）	○	（空欄に○が入ります。）
p 51	図表3-11中 「用途地域」項「工業専用地域」の「住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿」欄（下から2つ目の欄）	（○を取り、空欄となります。）	○
p 69	実務論点②の枠内　下から、1行目	「人を宿泊させる日数」にカウントします。	「人を宿泊させる日数」180日のに数にカウントします。
p 183	本文　下から、2行目	当該旅館業法施行令1条3項1号の規定は適用されません	当該旅館業法施行令1条3項1項の規定は適用されません
p 185	図表6-10中　上から、6行目	旅館業法(昭和23年法律第138号)	旅館業法(昭和23条法律第138号)